

U A ゼンセン見舞金制度 申請手続き事前連絡書

該当の案件が発生しましたら分会長（分会役員）は必要事項を記入し、下記までFAXをお願いします。

ユニオン浜松事務所 FAX番号 053-581-9220

ユニオン浜松事務所でFAXを確認後、連絡者の方にFAXが届いた旨と今後の手続きをご連絡します。

※組合員本人死亡の場合や本人とご連絡が難しい場合は、ユニオンの方でご家族にご連絡し手続きを行います。

※上記以外の場合はあらためてユニオンより本人に連絡し今後の手続き（書類準備案内・提出等）を進めます。

申請期間は90日（約3ヶ月）です。過ぎると無効になります。ご注意ください。

申請手続き事前連絡日（FAX送信日）	年 月 日（ ） 時 分
分会名（店・事業所・部署名）	
連絡者氏名（記入・FAX送信者）	
対象組合員の氏名 ※非組合員は対象外	
〃 の雇用区分	正社員 ・ コミュニティ社員 ※該当に○
〃 の従業員番号	

(1) 死亡

申請内容	給付額	該当に○
組合員ご本人の死亡	200,000 円	
配偶者の死亡	50,000 円	
家族死亡（病死対象外） 1 親等（実養父母、子）血族	20,000 円	
家族死亡（病死対象外） 同居中の2 親等（兄弟姉妹。実養祖父母、孫）血族	20,000 円	

※見舞金の給付であり、お香典ではありませんので後日給与支払い時の振り込みとなります。。ご了承ください。

(2) 休業

申請内容	給付額	該当に○
病気休業（連続休業30日以上）	15,000 円	
負傷休業（連続休業30日以上）	15,000 円	

(3) 住宅被災

申請内容		給付額	該当に○
有扶養者	・家族と別居の住居	全焼・流失・全損（70%以上）	150,000 円
	・単身赴任中で配偶者の住居	半焼・半損・床上浸水（20%以上）	80,000 円
		全焼・流失・全損（70%以上）	50,000 円
	単身赴任中の組合員本人住居	半焼・半損・床上浸水（20%以上）	30,000 円
無扶養者	家族と同居の住居	全焼・流失・全損（70%以上）	100,000 円
		半焼・半損・床上浸水（20%以上）	50,000 円
	組合員本人住居（独り暮らし・寮）	全焼・流失・全損（70%以上）	100,000 円
		半焼・半損・床上浸水（20%以上）	50,000 円

※有扶養者・無扶養者は、健康保険証の扶養者有無で判断して下さい。

※単身赴任中の自宅は、基本的に配偶者が在住していることが支給条件となります。